

令和8年（2026年）度 北のハイグレード食品 2027 の選定について

1 事業概要

本事業は、道内で製造された加工食品を対象に、「優れた食味」「高い品質管理」「強い消費者訴求力」を備えた商品を北海道食のサポーター等が選考し、道内の加工食品のトップブランドとして選定するものです。

選考については、各振興局等から推薦された商品を対象として、北海道食のサポーター等による事前審査・本審査を行い、選定された商品についてはメディア・バイヤーへのプロモーション等を実施します。選定されなかった商品についても、選考時のアドバイスを事業者へフィードバックします。

「北のハイグレード食品」は、平成22年度から令和7年度までの間に合計265品（延べ248社）の加工食品が選定されており、百貨店・通販カタログ等への掲載、各種催事、ふるさと納税返礼品、どさんこプラザでの販売、道関連事業での採用など、様々な形で北海道の食ブランドとして発信されています。

2 「北のハイグレード食品 2027」の要件等

(1) 「北のハイグレード食品 2027」は次の全ての要件を満たす加工食品とします。

- ア 主原料に道産の食材を使用し、何らかの加工を加えたもの（生肉、鮮魚、生鮮野菜は対象外。味付肉、干魚、真空パック入りカット野菜等は対象。）※主原料：原材料の第一位の材料
- イ 道内事業者（登記簿上の本社の所在地が道内であること）が道内で製造加工を行ったもの
- ウ 事前審査開催日までに流通している商品、または流通に乗せていない商品については取り寄せに対応しているもの
- エ HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度に対応済みの事業者が製造したもの
- オ 「優れた食味」「高い品質管理」「強い消費者訴求力」を備えた北海道の加工食品として北海道食のサポーター等による審査の結果、該当すると判断されるもの

「北海道食のサポーター」は、道内外で活躍する流通・料理関係者など38名の食の専門家によって構成され、道が実施する食関連の様々な事業に協力いただいています。

(2) 次の全てを満たすものを選考の対象とします。

- ア 振興局等が実施する選考商品の募集に対し期日までに振興局に応募があったもの
- イ 振興局が食産業振興課に推薦する商品、食産業振興課が推薦する商品、または北海道食のサポーター等が道の事業により地域に出向いて発掘した商品であること
- ウ 商品を製造する事業者から試食品提供など選考過程における協力対応の了承が得られたもの
- エ 商品選定後、道の施策と連携し、道内外へ北海道の食ブランドの効果的な情報発信及び販売促進に取り組む意欲のある事業者の製造する商品であること

(3) 次のものは選考の対象から除きます。

- ア 事前審査時点で一般消費者が購入できない商品
- イ 道外の消費者に既に高い評価が定着している商品
- ウ 消費者において高度な調理が必要な商品
- エ 極端に消費期限・賞味期限が短いなど流通が難しい商品
- オ 審査の際に、道が指定した期日までに適当な数量の試食品が審査会場に到着していない商品
- カ その他、食産業振興課において評価が困難と判断した商品

3 商品募集及び選定の方法

(1) 商品の募集

- ア 振興局等においては、別添1「令和8年（2026年）度 北のハイグレード食品 2027 候補商品概要書」により募集及び取りまとめの上、別添3「令和8年（2026年）度 北のハイグレード食品 2027 候補商

品一覧表」にて集約をお願いします。

イ 選考対象となる商品は、事業者による食産業振興課への自薦ではなく、振興局から食産業振興課への推薦となります。事業者からの応募相談があった場合は、各振興局の判断により推薦をお願いします。

ウ 応募の要件は以下のとおりです。

- ① 前記2の要件を満たす商品であること
- ② 応募者が下記の協力について可能であること
 - a. 「事前審査」（下記（2）参照）での試食品・展示品を指定の日時及び場所に無償提供・送付（5名分程度（一人あたり2～3口程度）、会場ごとに別途指示します。）※返送不可
 - b. 「本審査」（下記（3）参照）に参加となった場合は、試食品・展示品を指定の日時及び場所に無償提供・送付（30名分程度（一人あたり2～3口程度）、別途指示します。）※返送不可
 - c. 道が依頼する事業者が実施する品質管理のための工場等への立入検査の受入れ（必要に応じて実施します。）
 - d. 商品が「北のハイグレード食品2027」に選定された場合、パンフレット用撮影品の提供（返送不可）及びパンフレット作成に係る取材対応、資料提供
 - e. 札幌での発表セレモニー（2月実施予定）への出席、試食品・展示品の提供（100名分程度（一人あたり2～3口程度）別途指示します。）とメディアキャラバン用試供品の提供（数量は任意）※返送不可
 - f. 選定後、道施策事業に積極的に参加すること（下記7参照）

- ③ 応募商品は1社2商品までとすること

※同一商品で複数の種類がある場合の取り扱い例

I. 味・フレーバーが1つの商品で複数種類ある商品については、1つの味・フレーバーで1商品とする。

- 例) × アイスクリーム（バニラ・チョコ）で1品
○ アイスクリーム（バニラ）で1品、アイスクリーム（チョコ）で1品

II. 同一の商品で規格が複数ある場合は、各規格をまとめて1商品とする。

- 例) ○ パスタ（太麺・細麺）で1品
× パスタ（太麺）で1品、パスタ（細麺）で1品

※1商品に複数の規格・量目がある場合は、商品概要書に全て記載してください。（同一の商品であっても記載のないものは選考対象となりません）

(2) 事前審査

応募のあった商品については、別添2のいずれかの審査会場において、北海道食のサポーター等による事前審査を受けていただき、本審査候補品を決定します。

ア 事前審査会では、応募者によるプレゼンテーションは実施しません。

イ 振興局からの選出以外でも、上記審査会場で別に実施されるステップアップ相談会参加者の中から北海道食のサポーター等の意見を参考に本審査候補品とさせていただく場合があります。

(3) 本審査

日 程：令和9年（2027年）1月19日（火）（予定）

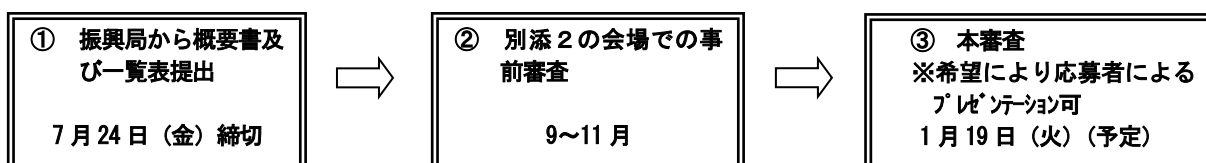
場 所：札幌パークホテル（予定）

審査方法：北海道食のサポーター等の試食による審査

※希望により、応募者によるプレゼンテーション（任意）の時間を設ける予定です。

留意事項：審査品の提供（調理）方法は、事前審査時と同様の方法とします。

事前審査時と異なる提供（調理）方法は認めません。



4 提出書類

- ・令和8年（2026年）度 北のハイグレード食品 2027 選定候補商品概要書
- ・令和8年（2026年）度 北のハイグレード食品 2027 選定候補商品一覧表

5 提出期限

令和8年（2026年）7月24日（金）

6 提出先・問い合わせ先

経済部食関連産業局食産業振興課ブランド推進係

7 商品選定後について

- （1）選定商品それぞれのストーリーを伝えるパンフレットの作成（2月）
- （2）道内での選定商品の発表セレモニー（試食会）開催（2月、札幌市）
- （3）道施策事業による道内外百貨店等PR
- （4）道主催商談会等の情報提供
- （5）北海道どさんこプラザによる販売の案内
- （6）新聞、テレビ、ラジオ等マスコミへの積極的な働きかけによる情報発信
- （7）希望者は、北海道中小企業総合振興資金融資制度のステップアップ貸付の「融資あっせん」申込みが可能。
- （8）道が実施する「北のハイグレード食品」制度の成果・効果を把握するためのアンケートへの協力

8 その他

審査結果については公表しないが、審査終了後に審査員から商品の改善に向けたアドバイス・意見を事業者に対しフィードバックする。